



国民健康保険に加入しているみなさんへ

◎平成 24 年度の保険証(被保険者証)を送付します

平成 23 年度の保険証の有効期限は 3 月 31 日です。平成 24 年度の保険証は、2 月下旬から簡易書留郵便で送付します。なお、現在お持ちの保険証（一般：黄緑色、退職：白色）は 4 月 1 日から使用できませんので、各世帯で処分してください。

◎個人ごとのカード型に変わります

これまでは一世帯に 1 枚の保険証を交付していましたが、平成 24 年度から一人に 1 枚、カード型の保険証(薄いピンク色)を交付します。郵便がお手元に届きましたら、加入者全員分の保険証が同封されているか確認してください。

▶ 表面

国民健康保険 被保険者証	有効期限 平成25年 3月31日
記号・番号	山9-1234567
氏名	国保 花子
性別	女
生年月日	平成17年 3月22日
世帯主氏名	国保 太郎
住所	山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号
資格取得年月日	平成17年 3月22日
交付年月日	平成24年 4月 1日
保険者番号	3150090
保険者名	山陽小野田市

見本 公印

▶ 裏面

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で提示してください。

住所
備考

見本

※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のみに臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のみに臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

※1又は2を記入した方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。

(例記号) 【心臓・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

署名年月日： 年 月 日
本人署名(自署)： 支店署名(自署)：

保険証(カード型)のサイズ(縦:5.4cm×横:8.6cm)

◎臓器提供意思表示欄

臓器移植に関する法律の改正により、保険証の裏面(写真：右上)に臓器提供意思表示欄を設けました。これは、臓器提供意思表示カード(ドナーカード)と同じ効力を持ち、この欄に記入・署名することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。なお、記入の有無により、受けられる医療の内容に違いが生じることはありません。

- ◆ 記入した内容を他者に知られたくない場合は、同封の「意思表示欄保護シール」を貼り付けてください。(写真：右)
- ◆ 臓器提供意思の記入は任意であり、記入を義務付けるものではありません。

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で提示してください。

住所
備考

※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

意思表示欄保護シール

このシールは、臓器提供意思表示欄に記入した後、上から貼り付けて使用することができます。

- ※ 保険証の記載内容に変更があるときには、異動日から 14 日以内に届出をしてください。
- ※ 短期保険証に該当する人の平成 24 年度の保険証については、個別にお知らせします。
- ※ 70 歳以上の方の高齢受給者証は 3 月上旬に別途送付する予定です。

修学される学生とそのご家族の人へ

修学のために市外に住所を移される場合は、申請により、本市の国民健康保険を引き続き使用することができます。

- **必要なもの** 平成 24 年度の保険証、印判(スタンプ印は不可)、在学証明書(4 月 1 日以降の証明日が記載されているもの)
- **申請先** 国保年金課、山陽総合事務所市民窓口課、南支所、埴生支所、公園通出張所

● 問い合わせ先 国保年金課 (☎82・1179)